

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月22日（火）第2951号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                            |              |   |
|----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定                  | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示   | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○漁船保険付保義務発生                | （水産振興課取扱い）   | 2 |
| ○特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定      | （水産振興課取扱い）   | 2 |
| 公 告                        |              |   |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件） | （商工政策課取扱い）   | 2 |
| ○宅地建物取引業者に対する監督処分公告        | （建築課取扱い）     | 3 |
| 公 安 委 員 会 告 示              |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示              | （生活環境課取扱い）   | 4 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南九州市川辺町神殿字猿之内5233番，5234番
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第1096号

平成25年9月6日鹿児島県告示第954号（以下「告示第954号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を肝付町役場に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小野辰吉	肝属郡肝付町南方字上ノ小野1351番1	告示第954号の変更後の指定施業要件のとおり
中村昭典	肝属郡肝付町岸良字大迫1637番カ, 1639番ヲ	
樋口富哉, 樋口涼子	肝属郡肝付町岸良字大迫1639番18	
上山光子	肝属郡肝付町岸良字大迫1639番25	

## 鹿児島県告示第1097号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岸良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第1098号

出水市汐見町1042番地 桑野道夫及び出水市高尾野町江内6044番地9 中野信幸からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の区域

- 1 名称 出水市加入区
- 2 区域 北さつま漁業協同組合の地区

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー枕崎店  
枕崎市東本町6番5 外8筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地
    - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外4社
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前 午前9時
    - イ 変更後 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 第1駐車場, 第2駐車場及び第3駐車場 午前8時30分から午後11時まで  
第4駐車場及び第5駐車場 午前8時30分から午後10時まで

イ 変更後 第1駐車場, 第2駐車場及び第5駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで  
第3駐車場及び第4駐車場 午前6時30分から午後10時まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成25年4月1日  
(2) 2の(2)及び(3) 平成25年10月5日

4 届出年月日

平成25年10月4日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターニシムタ岩川店  
曾於市大隅町岩川宮ノ前下7411番地1 外14筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前 (仮称)スーパーセンターニシムタ岩川店  
曾於市大隅町岩川宮ノ前下7411番地1 外17筆

イ 変更後 スーパーセンターニシムタ岩川店  
曾於市大隅町岩川宮ノ前下7411番地1 外14筆

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 出入口3箇所 建物敷地北側及び東側

イ 変更後 入口1箇所 建物敷地東側  
出口1箇所 建物敷地東側  
出入口1箇所 建物敷地北側

3 変更年月日

平成25年10月5日

4 届出年月日

平成25年10月4日

宅地建物取引業者に対する監督処分公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分を行った。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 被処分者

商号	氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許番号

鶴田不動産	鶴田 定信	始良郡湧水町川添 1432番1号	平成23年 11月14日	鹿児島県知事（6） 第3776号
-------	-------	---------------------	-----------------	---------------------

- 2 処分の年月日  
平成25年10月7日
- 3 処分の内容  
宅地建物取引業に関する業務の全部の停止23日間（平成25年10月23日から同年11月14日まで）
- 4 適用条文  
宅地建物取引業法第65条第2項第5号

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第113号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年10月22日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR プロジェクト アームズF PX	株式会社藤商事	3P0766
ぱちんこ遊技機	CR 呪怨FPWZ	株式会社藤商事	3P0854
ぱちんこ遊技機	CR ルパン三世7H9AZ1	株式会社平和	3P0767
ぱちんこ遊技機	CR ルパン三世7M9AZ	株式会社平和	3P0775
ぱちんこ遊技機	CR 百花繚乱9AU	株式会社平和	3P0790
ぱちんこ遊技機	CR エヴァンゲリオン8Y	株式会社ビスティ	3P0793
ぱちんこ遊技機	CR A フィーバー機動戦士ガンダム ムY	株式会社三共	3P0804
ぱちんこ遊技機	CR フィーバー機動戦士ガンダム YS	株式会社三共	3P0826
ぱちんこ遊技機	CR ダービースタリオンXX・Y	株式会社サンセイアー ルアンドディ	3P0827
ぱちんこ遊技機	CR 北斗の拳5百裂EWA	サミー株式会社	3P0848
回胴式遊技機	パチスロうる星やつら3ZA	株式会社銀座	3S0746
回胴式遊技機	バジリスク絆SK	株式会社エレコ	3S0772
回胴式遊技機	獣王ZS	サミー株式会社	3S0773